

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成27年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

141	事業名	被災地域農業復興総合支援事業 (廻館地区農業機械施設整備事業)				事業番号	C-4-4
交付団体		宮城県	事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(間接)		
総交付対象事業費		185,531(千円)		全体事業費		269,669(千円)	
事業概要							
<p>当町の沿岸部では、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を被っており、農地災害復旧事業及び農山漁村地域復興基盤総合整備事業により、水田、畑等の農地復旧を図っているところである。</p> <p>被災農家は津波により、ほとんどの農業機械、農業施設が流失破損し、自助努力による再建は困難な状況となっており、営農意欲が低下する農家も見られる。そのため本事業を活用し、町が農業機械・農業施設を機械利用組合に貸与することで、農地復旧後の営農再開と地域農業の復興を目指す。</p> <p>廻館地区は、都市計画用途地域を廃止し農業振興地域へ編入後、ほ場整備事業に取り組んでいる地域である。震災以前はキク、ハウレンソウ等の施設園芸を中心とした個別経営農家が多かったが、ほ場整備後の平成28年からの営農再開時においては、機械利用組合等の営農組合を組織し、農業機械、施設の共同利用を図りながら、国の米政策に沿った取り組みや新規に土地利用型野菜にも取り組み、生産コスト低減や機械施設の有効利用、また効率的かつ安定的な農業経営を目指している地区である。</p> <p>〔第11回申請〕 工事費127,387千円、機械器具費48,558千円、県附帯事務費1,000千円、小計176,945千円 〔事業間流用〕 C-4-2事業から流用66,000千円</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(平成27年2月16日) 第6回申請で配分を受けたC-4-2被災地域農業復興総合支援事業(きく生産施設等整備事業)から66,000千円(国費:49,500千円)を流用。これにより、交付対象事業費は176,945千円(国費:132,708千円)から242,945千円(国費:182,208千円)に変更。</p> <p>〔第13回申請〕 機械器具費 8,586千円 〔第14回申請予定〕 機械器具費 651千円、〔第16回申請予定〕 機械器具費17,487千円</p>							
年度別事業費							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
交付対象事業費					8,586	8,586	
(南三陸町震災復興計画51・73頁記載)							
当面の事業概要							
<p>平成28年春からの営農再開に向け、必要な農業機械、施設の整備を平成27年度から実施</p> <p>平成27年度 第11回申請額176,945千円(加えてC-4-2事業から66,000千円流用)</p> <p>機械整備:トラクター(3台)、田植機(1台)、多目的作業機(1台)他</p> <p>施設整備:作業場(3棟)、育苗ハウス(8棟)、ハウレンソウハウス(連棟ハウス3棟)、機械格納庫(2棟)、穀類乾燥調製施設(1施設)</p> <p>平成28年度(第13回申請) キャベツ収穫機(1台)、</p> <p>平成28年度(第14回申請予定) ねぎ皮むき機(1台)</p> <p>平成29年度(第16回申請予定) コンバイン(1台)、トラクターの附帯装備(2台)、自走ラッピングマシン(1台)</p>							
東日本大震災の被害との関係							
<p>東日本大震災の津波により、沿岸部では大半の農業機械・農業施設が被災しており営農の継続が困難となっていた。農山漁村地域復興基盤総合整備事業(C-1)により、平成28年度から作付可能となる見込みであることから、農業機械・農業施設の整備により営農再開を図る。</p> <p>実施地区の被害状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害面積:18ha 被災額:341,341千円 							
関連する災害復旧事業の概要							
<p>・農地災害復旧事業(平成23年度~)</p> <p>町内42地区の農地246haについて、津波浸水による堆積土砂の撤去、除塩、地盤沈下に対する盤上盛土、農業用排水施設の復旧が行われ、平成27年春までに140haの農地が復旧。</p> <p>また、農山漁村地域復興基盤総合整備事業によるほ場整備事業では平成27年春までに約33ha、平成28年春までに約87haの農地が復旧する予定。</p>							

(様式1 - 3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成27年12月時点

本様式は1 - 2に記載した事業ごとに記載してください。

47	事業名	災害公営住宅整備事業(志津川東地区)			事業番号	D-4-3
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)			南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	9,969,561(千円)			全体事業費	9,969,561(千円)	
事業概要						
志津川東地区						
自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。						
【これまでの経緯】						
・半壊以上の家屋被害は3,311戸						
・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み						
・災害公営住宅入居仮申込み(H25年8月～9月実施)を踏まえ、平成25年12月に整備計画を補正済み。						
【建設計画】						
・平成26年12月に目標整備戸数を738戸に見直した。						
・災害公営住宅の入居対象者は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊(修繕が難しく住宅を撤去した場合)した者とする。						
・建設予定戸数 265戸(集合住宅247戸、戸建住宅18戸)						
【当申請における内容】						
・志津川東地区における災害公営住宅の整備(計画策定)委託料 第3次申請で配分済み(8,862千円)						
・志津川東地区における災害公営住宅の整備(用地費、造成設計、造成工事、建築設計、工事監理及び建築工事) 第4次申請で配分済み(6,838,153千円)						
・志津川東地区における災害公営住宅の整備(工事監理、建築工事) 今回申請 3,122,546千円						
・住宅建設費合計(8,062,229千円) - 第4次決定済額(4,966,065千円) = 今回申請額(3,096,164千円)						
・工事監理委託料合計(61,636千円) - 第4次決定済額(35,254千円) = 今回申請額(26,382千円)						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
交付対象事業費					3,122,546	3,122,546
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)						
当面の事業概要						
<平成24年度>						
基本計画の策定及び用地購入を行う。また年度後半から埋蔵文化財調査を実施(約1年間)。						
<平成25年度>						
用地の造成設計を行う。						
<平成26年度>						
造成工事に着手するとともに、建築基本設計、実施設計を行う。						
<平成27年度以降>						
災害公営住宅の建築工事に着手する。						
東日本大震災の被害との関係						
・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。						
・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。						
・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。						
・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。						
関連する災害復旧事業の概要						
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成27年12月時点

本様式は1 - 2に記載した事業ごとに記載してください。

73	事業名	災害公営住宅整備事業(志津川中央地区)			事業番号	D-4-4
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)	南三陸町(直接)			
総交付対象事業費	5,273,090(千円)	全体事業費	5,273,090(千円)			
事業概要						
志津川中央地区 自立再建が難しい町民を対象に高台等の安全な宅地に恒久住宅を早期に確保する。 【これまでの経緯】 ・半壊以上の家屋被害は3,311戸 ・災害査定において災害公営住宅1,000戸については承認済み ・災害公営住宅入居仮申込み(H25年8月～9月実施)を踏まえ、平成25年12月に整備計画を補正済み。 【建設計画】 ・平成26年12月に目標整備戸数を738戸に見直した。 ・災害公営住宅の入居対象者は、東日本大震災により住宅が全壊又は半壊(修繕が難しく住宅を撤去した場合)した者とする。 ・建設予定戸数 147戸(集合住宅115戸、戸建住宅32戸) 【当申請における内容】 ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(用地購入費、補償費及び造成設計委託料) 第4次申請で配分済み(43,672千円) ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(造成工事費) 第8次申請で配分済み(154,500千円) ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(造成工事の追加、実施設計、工事監理及び建築工事) 第10次申請で配分済み(2,429,240千円) ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(用地購入費、造成工事費の追加) 第11次申請で配分済み(150,115千円) ・志津川中央地区における災害公営住宅の整備(工事監理及び建築工事) 今回申請(2,495,563千円) 住宅建設費合計(4,607,108千円) - 第10次決定済額(2,135,528千円) = 今回申請額(2,471,580千円) 工事監理委託料合計(46,174千円) - 第10次決定済額(22,191千円) = 今回申請額(23,983千円)						
年度別事業費	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
交付対象事業費					2,495,563	2,495,563
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)						
当面の事業概要						
<平成24年度> 基本計画の策定及び用地購入を行う。また年度後半から埋蔵文化財調査を実施(約1年間)。 <平成25年度> 用地の造成設計を行う。 <平成26年度> 造成工事に着手するとともに、建築基本設計、実施設計を行う。 <平成27年度以降> 災害公営住宅の建築工事に着手する。						
東日本大震災の被害との関係						
・町全域に亘って壊滅的な震災被害を受けた。 ・住宅のうち全壊は3,142戸(震災前戸数5,418戸の58%)、半壊は169戸(同3%)に及び、被災者は58団地2,195戸の応急仮設住宅で不便な暮らしを強いられている。 ・既存公営住宅400戸のうち262戸が流失。 ・被災者に対して早期に恒久住宅を提供する必要がある。						
関連する災害復旧事業の概要						
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。						
関連する基幹事業						
事業番号						
事業名						
交付団体						
基幹事業との関連性						

本様式は1 - 2に記載した事業ごとに記載してください。

148	事業名	高齢者生活支援施設等整備事業			事業番号	D-4-9
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)			民間(直接)	
総交付対象事業費	23,603(千円)			全体事業費	260,582(千円)	
事業概要						
<p>志津川東地区での高齢者生活支援施設整備の必要性 志津川東地区は、南三陸町の中央部に位置し、役場(建設予定)、病院・総合ケアセンター(建設中)が立地するなど、南三陸町の公的機能が集中する中心的エリアであり、高齢者福祉の拠点としても構想していた地区である。当地区に整備する災害公営住宅は、住宅内のバリアフリー化、介護のしやすい間取りの仕様としており、入居仮申込みの結果を見ると、入居希望者の高齢化率は48.1%という高い数値を示している。このように予想される背景から、本高齢者生活支援施設についても、その拠点施設として計画をしてきたところである。 志津川東地区入居希望者には、介護サービスを必要とする高齢者が多く入居することが見込まれる。また、町内におけるデイサービス事業の定員が震災前と比較し17人少ない状況となっている。 災害公営住宅等に入居している高齢者が安心して居住し続けることができる環境の整備を図るため、デイサービス施設及び生活サービス提供施設の整備主体となる民間事業者に建設費を補助するもの。</p> <p><本事業に関連する事業> ・災害公営住宅整備事業(志津川東地区) D-4-3 [第12回申請額] 14,751千円 ・建築設計 [今回申請額] 平成27年度実施事業 8,852千円 ・建築設計</p>						
年度別事業費						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
交付対象事業費				8,852		8,852
(南三陸町震災復興計画 60頁記載)						
当面の事業概要						
<p><平成27年度> 公募・事業者選定 補助金交付決定(建築設計費分) <平成28年度> 補助金交付決定(工事監理費分、建設費分)</p>						
東日本大震災の被害との関係						
<p>東日本大震災により、全壊3,143棟、半壊及び大規模半壊178棟(平成27年3月末時点)の建物被害があり、町内全体で738戸の災害公営住宅が必要とされている(そのうち、志津川東地区は265戸)。また、デイサービス施設等が被災し、介護サービス等のニーズが満たされていない状況にある。災害公営住宅に高齢者生活支援施設を併設することにより、災害公営住宅入居者を中心に志津川地区住民等に生活支援サービスを提供する。</p>						
関連する災害復旧事業の概要						

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成27年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

149	事業名	都市公園事業(八幡川右岸地区)用地取得				事業番号	D-22-2
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)			南三陸町(直接)		
総交付対象事業費	360,784(千円)			全体事業費	360,784(千円)		
事業概要							
【対象地区】 志津川地区(八幡川右岸) 南三陸町震災復興計画では、町としてメモリアル機能を有する「震災復興祈念公園」を唯一、市街地の八幡川右岸地域に整備することとしている。この右岸地域においては、今回の震災で犠牲となった方々への追悼と鎮魂の場を創出し、併せて震災の歴史を記憶・伝承することで将来の被害を未然に防ぐ防災教育の場を整え、更には防災訓練を大規模に行うなど多面的な防災機能を有した公園整備を行うものである。当該エリアにおける「祈念公園」の主な整備概要としては、津波災害時において避難困難区域が生じていることから、一次避難先としての築山を整備のうえ来訪者等の生命を守るものとし、隣接して整備するメモリアルゾーンと一体的に活用することで、祈念公園として将来に向けた同じ被害を繰り返さない伝承・記憶、慰霊の場とするものである。							
【整備内容】 避難ゾーン(防災公園) A=3.1ha ・市街地の避難困難地域において津波対策の避難地を計画するものであり、整備後の維持管理費等を考慮して高台造成により発生する残土を利用し、築山式の一次避難地(防災公園)を整備し、住民及び来町者の生命を守るものである。なお、整備予定の築山については、「南三陸町地域防災計画」において、避難困難地域における一次避難地として整備すべきものとして位置付けられている。							
【今回申請】 用地費 A=1.4ha 359,585千円 補償費(移設撤去費) 1,199千円							
【今回申請理由】 用地を買収しての事業の実施についてはほぼ同意済みであり、平成27年度から平成28年度にかけて切れ間なく事業を推進する必要があり、平成28年度事業分も平成28年度当初から事業着手する必要があるため、今回申請する。							
【今後の予定】 平成27年度 都市計画決定、事業認可、防集からの土砂搬入(施工承諾で着手)、用地買収 平成28年度～ 整備工事							
年度別事業費							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
交付対象事業費				180,392	180,392	360,784	
(南三陸町震災復興計画36、37、55、64頁記載)							
当面の事業概要							
(平成27年度)都市計画決定、事業認可、用地買収 (平成28年度～)整備工事 A=3.1ha							
被害の状況							
当該エリアは東日本大震災により壊滅的な被害を受け、住宅や事業所など殆どの建物等が流失している。現在は災害危険区域に指定されており、住宅等は建築できない状況となっているが、犠牲者を悼む住民や町外からの来訪者が多く訪れており、祈念公園以外の区域では事業所の再建も予定されることから、一次避難先の整備が急務となっている。							
関連する災害復旧事業の概要							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							

(様式1-3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成27年12月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

136	事業名	メモリアルゾーン整備事業			事業番号	D-23-1-2
交付団体	南三陸町	事業実施主体(直接/間接)			南三陸町(直接)	
総交付対象事業費	246,735(千円)	全体事業費			556,735(千円)	
事業概要						
【対象地区】 志津川地区(八幡川右岸) 南三陸町震災復興計画では、町としてメモリアル機能を有する「震災復興祈念公園」を唯一、市街地の八幡川右岸地域に整備することとしている。この右岸地域においては、今回の震災で犠牲となった方々への追悼と鎮魂の場を創出し、併せて震災の歴史を記憶・伝承することで将来の被害を未然に防ぐ防災教育の場を整え、更には防災訓練を大規模に行うなど多面的な防災機能を有した公園整備を行うものである。当該エリアにおける「祈念公園」の主な整備概要としては、犠牲者の鎮魂の場及び津波被害を繰り返さない歴史文化継承の場として静的空間を持ったメモリアルゾーンを整備するものであり、隣接して整備する一次避難先としての築山と一体で活用することにより、祈念公園として将来に向けた同じ被害を繰り返さない伝承・記憶、メモリアルの場とするものである。 【整備内容】 メモリアルゾーン A=2.9ha ・当町では今回の津波被害が甚大であり、震災により亡くなられた多くの方に対し追悼と鎮魂を捧げる場として計画するものであり、防災集団移転跡地を活用して鎮魂の碑を含めた祈りの場や来訪者の気持ちを鎮める鎮魂の森を整備する。また、これに併せて津波被害を繰り返さないためにも、伝承・記憶の場を整備し、メモリアルイベントを開催するなど震災を語り継いでいく場として整備する。 【今回申請】 用地費 A=0.8ha 208,011千円 補償費(移設撤去費+補償調査費) 9,724千円 【今回申請理由】 用地を買収しての事業の実施についてはほぼ同意済みであり、平成27年度から平成28年度にかけて切れ間なく事業を推進する必要があり、平成28年度事業分も平成28年度当初から事業着手する必要があるため、今回申請する。 【今後の予定】 平成27年度 都市計画決定、事業認可、防集からの土砂搬入(施工承諾で着手)、用地買収 平成28年度～ 整備工事						
年度別事業費						
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計
交付対象事業費				108,868	108,867	217,735
(南三陸町震災復興計画36、37、55、64頁記載)						
当面の事業概要						
(平成27年度)都市計画決定、事業認可、用地買収 (平成28年度～)整備工事 A=2.9ha						
被害の状況						
当該エリアは東日本大震災により壊滅的な被害を受け、住宅や事業所など殆どの建物等が流失のうえ、町職員を含めて多くの町民が犠牲となっている。現在はエリア全体が災害危険区域に指定されており、住宅等は建築できない状況であることから、防災集団移転跡地を活用して町として内外の方々が手を合わせる場所の整備が急務となっている。						
関連する災害復旧事業の概要						
効果促進事業である場合には以下の欄を記載						
関連する基幹事業						
事業番号	D-23-1					
事業名	集落高台移転事業(防災集団移転促進事業)					
交付団体	南三陸町					
基幹事業との関連性						
住宅高台移転後の跡地を有効活用し、犠牲者の鎮魂の場及び津波被害を繰り返さない歴史文化継承の場として静的空間を持ったメモリアルゾーンを整備するものであり、住民及び来町者に対し将来の防災と生活安定に寄与するものである。						

(様式1 - 3)

南三陸町復興交付金事業計画 復興交付金事業等(南三陸町交付分)個票

平成27年12月時点

本様式は1 - 2に記載した事業ごとに記載してください。

61	事業名	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業				事業番号	E-1-1
交付団体		南三陸町	事業実施主体(直接/間接)		南三陸町(直接)		
総交付対象事業費		424,930(千円)		全体事業費		556,996(千円)	
事業概要							
<p>南三陸町内の下水道等処理区域以外の地区における汚水処理について、浄化槽整備を促進するため、防災集団移転促進事業等により高台移転等を行い住宅等を新築し低炭素社会対応型浄化槽等を設置する者に対して設置費用を助成する事業(個人設置型)である。</p> <p>・歌津、志津川、戸倉地区等南三陸町全域に1,345戸の整備を見込む</p> <p>【今回申請における内容】</p> <p>・第10次まで交付済額 236,845千円(570基) うち平成24年度から平成26年度実績及び平成27年度計画 230,350千円(556基) (236,845千円 - 230,350千円 = 6,495千円) 配分残額</p> <p>・平成28年度計画額 194,580千円(470基) 上記配分残額6,495千円を控除し、188,085千円を申請するもの</p> <p>・全体事業費見直しの概要 488,143千円から556,996千円へ変更するもの</p>							
年度別事業費							
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	合計	
交付対象事業費					188,085	188,085	
(南三陸町震災復興計画71頁記載)							
当面の事業概要							
<p><平成24年度> 28基 12,552千円(実績)(個別移転者)</p> <p><平成25年度> 107基 44,203千円(実績)(個別移転者)</p> <p><平成26年度> 121基 49,395千円(実績)(個別移転者及び高台移転者)</p> <p><平成27年度> 300基 × 414千円(基準単価) = 124,200千円(個別移転者及び高台移転者)</p> <p><平成28年度> 470基 × 414千円(基準単価) = 194,580千円(個別移転者及び高台移転者)</p>							
被害の状況							
全壊家屋 3,142棟		公共下水道志津川処理区(約450戸)を復旧した場合の費用					
半壊家屋 173棟		・復旧費用約30億円					
一部損壊 1,210棟		波伝谷地区漁業集落排水処理施設(約80戸)を復旧した場合の費用					
合計 4,525棟		・復旧費用約5億円					
関連する災害復旧事業の概要							
(関連復旧事業の概要)							
下水道施設(伊里前処理区) 1,528,657千円(管渠、マンホールポンプ等)(平成25年度~実施)							
漁業集落排水処理施設(袖浜地区) 73,446千円(浄化センター一式、管渠L=84.45m)(平成24年度実施)							
効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。							
関連する基幹事業							
事業番号							
事業名							
交付団体							
基幹事業との関連性							